

9月1日～9月10日は

屋外広告物適正化旬間

です

屋外広告物は、人々に情報を伝える手段として必要なものですが、屋外広告物を表示・掲出する際にはルールがあります。屋外広告物が無秩序に掲出・設置されたり、適正な管理がされなければ、街並みの景観を阻害したり、落下や倒壊などの安全性の問題にもつながりかねません。

国土交通省では、屋外広告物についてのルールを守ってもらうよう、意識啓発を図ることを目的として、平成22年より9月1日～9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定しており、この期間中に全国で様々な取組が行われます。

本市においてもリーフレットの配布やパトロールなどの取組を実施します。

屋外広告物のルール

○屋外広告物とは

次の要件をすべて満たしているものをいいます。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

○屋外広告物を表示・設置するときは、原則として市長の許可が必要です。

○屋外広告物を表示・設置してはいけない「物件」や「地域」及び「禁止広告物」があります。

○屋外広告物の表示許可について、市内を区分した地域ごとに屋外広告物の基準があります。

※詳細については以下の小樽市屋外広告物についてのホームページをご覧ください。

■ <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020111800526/>



屋外広告物の安全管理

○管理義務について

広告主や、広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件の補修その他の必要な管理を行い、良好な状態を保持することが義務づけられています。

広告物を掲出する皆さんは、日常的な安全確認や定期的に適切な点検を行い、広告物の安全管理を徹底していただきますようお願いいたします。

○点検について

近年、適切に管理されていない屋外広告物が落下する事故が相次いで発生しています。

広告主や広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件を定期的に点検しなければなりません。

適切な点検を行っていただきますようお願いいたします。

○有資格管理者について

1つの広告物の表示面積が10㎡を超える場合は有資格者による管理及び点検が義務付けられています。

《問合せ先》 〒047-0024 北海道小樽市花園5丁目10番1号
小樽市建設部 新幹線・まちづくり推進室（景観まちづくりグループ）
TEL:0134-32-4111（内線7472） FAX:0134-32-3963